

神戸市教育委員会が策定した「学校生活のルールや決まり（校則など）に関するガイドライン」に基づき玉津中学校でも学校生活のルールや決まりの見直しを毎年行なっています。

令和6年度 神戸市立玉津中学校 学校のきまり

- ・ モラルやマナーを大切にし、皆が気持ちよく学校生活を送れるようにしましょう。
- ・ 自分や他人を傷つける発言や行為をしてはいけません。
- ・ 学校指定の標準服・体操服・ジャージを気候や体調に合わせて着用しよう。
- ・ 授業や部活動に使用しないものや、周囲が迷惑に感じたりするものの持ち込みは認めません。携帯電話は、緊急的な連絡手段として必要がある場合、事前に学校に相談してください。
- ・ 安全に気を付けて登下校をしましょう。自転車の使用は認めません。
- ・ 学校生活にふさわしい服装・身だしなみを心がけよう。

※中学校3年間の中で、自分が何をすべきか、どう行動すべきかをきちんと判断できるようになってほしいという前提のもと、上記のきまりを定めています。

令和5年12月改訂